

令和 7 年 9 月 18 日

予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

一宮市長 中 野 正 康

令和7年9月18日

予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中 野 正 康

一宮市規則第32号

予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則

予算の編成及び執行に関する規則(昭和40年一宮市規則第7号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第1(第28条、第29条、第31条関係) (単位：万円) 【別記 参照】	別表第1(第28条、第29条、第31条関係) (単位：万円) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

節及び区分		支出負担行為専決区分及び合議先					支出負担 行為として整理す る時期	支出負担 行為の範 囲	支出負担行 為の整理に 必要とする 主な書類	
		副市 長	部長 等	部等 の次 長等	課長 等	専任 課長 等				合議 先
略										
10需用費	略									
	下記以外 の物品を 除く修繕 料	<u>5, 000</u> <u>以上1</u> <u>5, 000</u> <u>未満</u>	3, 000 以上 5, 000 未満	1, 000 以上 3, 000 未満	1, 000 未満		130超 技術 関係 担当 課長 (緊急 を要 する 応急 工事 を除く。) 財務 部	契約締結 のとき	契約金額	契約書 請書 見積書
	物品を除 く修繕料	<u>変更</u> <u>増減</u>	変更 増減	変更 増減	変更 増減		130超 技術			

	に係る変更契約のうち、変更増減額が契約金額の10%未満かつ変更内容が軽微なもの	額500以上1,500未満	額300以上500未満	額100以上300未満	額100未満		関係担当課長財務部			
略										
14工事請負費	下記以外のもの	5,000以上1,500未満	3,000以上5,000未満	1,000以上3,000未満	1,000未満		技術関係担当課長財務部	契約締結のとき	契約金額	契約書 請書 入札書 見積書
	変更契約のうち、変更増減額が契約金額の10%未満かつ変更内容が軽微なもの	変更増減額500以上1,500未満	変更増減額300以上500未満	変更増減額100以上300未満	変更増減額100未満		技術関係担当課長財務部			
略										
16公有財産購入費	下記以外のもの	1,500以上3,000未満	1,500未満				資産経営課長100以上財務部	契約締結のとき	契約金額	契約書 見積書
	公共事業用地	1,500以上3,000未満	1,000以上1,500未満	500以上1,000未満	500未満		財務部 道水路用地を除く			

							用地取得は資産経営課長			
17備品購入費		1,500以上 3,000未満	1,000以上 1,500未満	500以上1,000未満	500未満		財務部 消防を除く自動車関係は資産経営課長	契約締結のとき	契約金額	契約書 請書 見積書 入札書
略										
21補償、補填及び賠償金	略		50未満				財政課長 道水路関係を除く車両・不動産関係は資産経営課長	支出決定のとき又は支払期日	支出しようとする額	判決書謄本 契約書 請求書
略										
備考 略										

改正案

節及び区分	支出負担行為専決区分及び合議先						支出負担行為とし	支出負担行為の範	支出負担行為の整理に
	副市	部長	部等	課長	専任	合議			

		長	等	の次 長等	等	課長 等	先	て整理す る時期	困	必要とする 主な書類
略										
10需用費	略									
	下記以外 の物品を 除く修繕 料	5,000 以上	3,000 以上 5,000 未満	1,000 以上 3,000 未満	1,000 未満		130超 技術 関係 担当 課長 (緊急 を要 する 応急 工事 を除 く。) 財務 部	契約締結 のとき	契約金額	契約書 請書 見積書
	物品を除 く修繕料 に係る変 更契約の うち、変更 増減額が 契約金額 の10%未 満かつ変 更内容が 軽微なも の	変更 増減 額500 以上	変更 増減 額300 以上5 00未 満	変更 増減 額100 以上3 00未 満	変更 増減 額100 未満		130超 技術 関係 担当 課長 財務 部			
略										
14工事請負 費	下記以外 のもの	5,000 以上	3,000 以上 5,000 未満	1,000 以上 3,000 未満	1,000 未満		技術 関係 担当 課長 財務 部	契約締結 のとき	契約金額	契約書 請書 入札書 見積書
	変更契約 のうち、変	変更 増減	変更 増減	変更 増減	変更 増減		技術 関係			

	更増減額 が契約金 額の10% 未満かつ 変更内容 が軽微な もの	額500 以上	額300 以上5 00未 満	額100 以上3 00未 満	額100 未満		担当 課長 財務 部			
略										
16公有財産 購入費	下記以外 のもの	1, 500 以上	1, 500 未満				資産 経営 課長 100以 上財 務部	契約締結 のとき	契約金額	契約書 見積書
	公共事業 用地	1, 500 以上	1, 000 以上 1, 500 未満	500以 上1, 0 00未 満	500未 満		財務 部 道水 路用 地を 除く 用地 取得 は資 産経 営課 長			
17備品購入 費		1, 500 以上	1, 000 以上 1, 500 未満	500以 上1, 0 00未 満	500未 満		財務 部 消防 を除 く自 動車 関係 は資 産経 営課 長	契約締結 のとき	契約金額	契約書 請書 見積書 入札書
略										
21補略										

償、 補填 及び 賠償 金	賠償金		全額					財政 課長 道水 路関 係を 除く 車 両・不 動産 関係 は資 産経 営課 長	支出決定 のとき又 は支払期 日	支出しよ うとする 額	判決書謄本 契約書 請求書
略											
備考 略											

付 則
この規則は、令和7年9月29日から施行する。